

## 4. 健康保険制度について\*

※令和4年10月より被用者保険制度(厚生年金・健康保険)が改正され、非常勤職員等についても共済組合加入となりますが、加入要件や手続等の詳細が未定の為、令和4年4月時点で適用となる制度に基づく説明となっております。

### 【1】退職後の健康保険の加入について

—資格担当—

退職した日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格がなくなります。今まで使用していた組合員証、被扶養者証等は使うことができなくなりますので、何らかの健康保険制度に加入しなければなりません。

退職後に加入する健康保険制度は、退職後の進路等によって異なりますので、次のA～Dを参考に確認してください。

退職  
(資格喪失)



**A. 再任用フルタイム勤務** (38時間45分/週)  
※公立学校共済組合加入

**B. 再任用短時間勤務**(週20時間以上)または**健康保険制度の適用がある再就職**

**C. 臨時的任用職員**(常勤の臨時講師等)  
※公立学校共済組合加入

**D. 再任用勤務**(週20時間未満)若しくは**健康保険制度の適用がない再就職、または再就職しない**

#### A. 再任用フルタイム勤務 (38時間45分/週)

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部
扶養家族	扶養認定されている親族についても原則、扶養の認定は引き続きます。(就職するなど認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申告を行ってください。)
組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続してお使いいただけます。

#### B. 再任用短時間勤務(週20時間以上)または健康保険制度の適用がある再就職

健康保険の加入先	<b>就職先の健康保険</b> (全国健康保険協会など) 健康保険制度の適用があるかどうかは、再就職の雇用先に必ずご確認ください。適用がある場合は共済組合の任意継続組合員制度より優先して加入することとなるため、任意継続組合員への加入はできません。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、扶養の要件が引き続く場合は、就職先で手続きしてください。
組合員証等	現在の勤務校に預けていただくか、資格担当へ返送してください。 資格喪失証明書が必要な場合は勤務校に預けず「資格喪失証明書交付申請書」(P.52)に添付し資格担当へ提出してください。

#### C. 臨時的任用職員(常勤の臨時講師等)

地方公務員法の改正により、令和2年4月1日から、**フルタイムで勤務する常勤講師等**の臨時的任用職員については、**任用の日から公立学校共済組合の資格を取得**することとなりました。

また、同一の任命権者による任用が9日以内に再度行われる場合において、事実上の任用期間が中断することなく存続していると勤務の実態に照らして判断される場合は、組合員資格は喪失しないものとして取り扱われることとなります。

詳細は「臨時的任用職員の組合員資格についての通知文(抜粋)」をP.53～54に再掲していますので、ご確認ください。

**ア. 同一の任命権者（注）による任用が9日以内（空白期間が8日以内）に行われる場合**

（前任用の終期後、任用の始期までの間も、組合員期間は継続します。）

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部
扶養家族	扶養認定されている親族についても原則、扶養の認定は引き続きします。（就職するなど認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申告を行ってください。）
組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続してお使いいただけます。

**イ. 同一の任命権者（注）による任用が9日以内（空白期間が8日以内）に行われない場合**

（前任用の終期後、任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。）\*

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部 *任用日からの加入となるため再度、資格取得手続きが必要です。
扶養家族	組合員の資格取得手続きと同様に、被扶養者の認定申告が必要となります。
組合員証等	これまでの組合員証は、現在の勤務校または資格担当へ返送してください。資格取得手続きにより、新たな組合員証等を交付します。（被扶養者の認定申告を行う場合、被扶養者証の交付は組合員証の交付時期と異なります）

**ウ. 異なる任命権者（注）に任用される場合**

（前任用の終期後、任用の始期まで1日でも空白期間がある場合は、組合員期間は継続しません。）\*

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部 *任用日からの加入となるため再度、資格取得手続きが必要です。
扶養家族	組合員の資格取得手続きと同様に、被扶養者の認定申告が必要となります。
組合員証等	これまでの組合員証は、現在の勤務校または資格担当へ返送してください。資格取得手続きにより、新たな組合員証等を交付します。（被扶養者の認定申告を行う場合、被扶養者証の交付は組合員証の交付時期と異なります）

\*組合員期間が継続していない任用の場合については、その間に組合員証等を医療機関等に提示し、診療を受けないようお願いいたします。誤って使用された場合、後日、医療費等は返還していただくこととなりますのでご注意ください。

**（注）任命権者とは**

大阪支部においては以下のとおり、任命権者を区分しています。

区分	府費負担教職員 （豊能地区を含む）	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く市費負担及び 公立大学法人等の教職員
	府費	大阪市費	堺市費	市費※

※市が異なる場合は、異なる任命権者として扱います。

**D. 再任用勤務（週 20 時間未満）若しくは健康保険制度の適用がない再就職、または再就職しない**

次の①～③から選択（①②は保険料等の納付が必要）

**① 共済組合の任意継続組合員**

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部
扶養家族	扶養認定されている扶養親族の要件が引き続き場合には、継続して任意継続組合員の被扶養者となります。（就職するなど認定要件から外れる場合は、組合員の任意継続加入手続きが完了してから被扶養者認定取消申告を行っていただくか、任意継続組合員申出書に取消しする旨を朱書きで明記してください。）
組合員証等	退職時の組合員証等は使用できません。 事前申出をする方は、4月1日以降に資格担当へ返送してください。 退職後申出をする方は、任意継続組合員申出書に添付してください。 ⇒任意継続組合員の申出手続きについてはP.55をご覧ください。 任意継続組合員証は改めて発行します。

## ② 国民健康保険

健康保険の加入先	お住まいの市区町村の国民健康保険
扶養家族	組合員と同時に被扶養者の資格を喪失しますので、被扶養者認定取消申告は必要ありません。 扶養の要件が引き続く場合は国民健康保険の窓口で確認してください。
組合員証等	「資格喪失証明書交付申請書」(P52)に添付し資格担当へ提出してください。
手続きについて	お住まいの市区町村の国民健康保険主管課窓口にて、退職日より14日以内に手続きが必要です。 国民健康保険の加入手続きには「資格喪失証明書」が必要となります。 「資格喪失証明書交付申請書」(P52)を作成し、退職日以降に、組合員証等を添えて資格担当へ提出してください(郵送可)。 申請書の到着後にご自宅へ「資格喪失証明書」を送付します。

## ③ 家族が加入している健康保険の被扶養者になる

健康保険の加入先	家族が加入している健康保険 ⇒被扶養者の認定基準は、健康保険制度によって違いがあります。予定する加入先へ確認してください。
扶養家族	組合員と同時に被扶養者の資格を喪失しますので、被扶養者認定取消申告は必要ありません。扶養の要件を満たすかどうかは、予定する加入先へ確認してください。
組合員証等	現在の勤務校または資格担当へ返送してください。 資格喪失証明書が必要な場合は勤務校に預けず「資格喪失証明書交付申請書」(P52)に添付し資格担当へ提出してください。

※組合員証等とは、「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受療証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」のことをいいます。

※「資格喪失証明書交付申請書」の様式はP.52に掲載していますので、複写してご使用ください。

## 医療費の窓口自己負担額について

本人・家族(入院・外来)の自己負担額は3割です。

ただし、70歳～74歳は一般2割、現職並所得者3割。就学前児童は2割が自己負担額となります。

## 資格喪失証明書 交付申請書

(この申請を行う時は、必ず組合員証 及び 被扶養者証を同時に提出してください。)

\* 被扶養者証は交付者のみ

組合員証番号 公立阪

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

異動 または 退職 年月日

所属所名 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(退職した場合は、退職時の所属所を記入)

下記理由により、資格喪失証明書の交付申請を行います。  
(該当する番号に、○を付してください)

1. 国民健康保険、国民年金の加入手続のため
2. 家族が加入している健康保険制度(共済組合)への扶養認定手続のため
3. 異動先の健康保険制度(共済組合)から提出を求められたため (組合員単独の場合)
4. 異動先の健康保険制度(共済組合)への、扶養していた家族の扶養認定手続のため
5. 被扶養者の取消手続きをしたのちに、資格喪失証明書が必要となったため

資格喪失証明書が必要な方の氏名 \_\_\_\_\_

6. その他 \_\_\_\_\_

公立学校共済組合大阪支部長 様

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_

住所(自宅)

組合員

電話 \_\_\_\_\_

または

組合員であった方

氏名 \_\_\_\_\_

㊞

### 【提出 及び お問い合わせ先】

〒 540-8571 (大阪府庁の個別番号のため住所不要)

大阪府庁 内

公立学校共済組合大阪支部 資格担当

電話 06-6941-0351 (大阪府庁代表)内線 3487

06-6941-3164 (直通)

\* 資格喪失証明書は、組合員の方へは所属所へ郵・送送を、退職された方へは、この申請書に記載された組合員住所に郵送します。

## 臨時的任用職員の組合員資格についての通知文（抜粋）

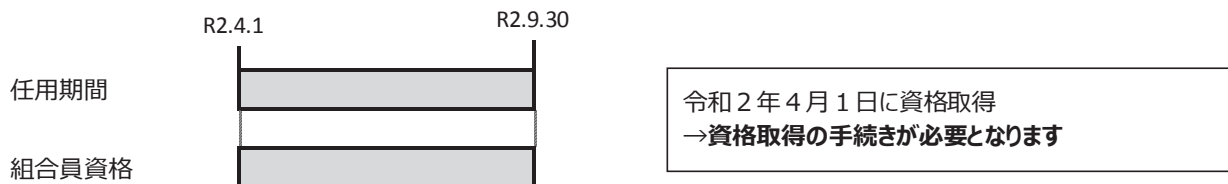
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行により、臨時的任用職員（以下「臨任」）については、令和 2 年 4 月 1 日以降「常時勤務を要する職」に就く職員として位置づけられ、任用の日から地方公務員等共済組合の組合員資格を有することとなります。また、いわゆる「空白期間」の今後の取り扱いなどの主な変更点は下記のとおりです。

### 主な変更点（概要）

	令和 2 年 4 月 1 日以降	令和 2 年 3 月 31 日まで
資格 取得日	臨時的任用職員の任用の日	臨時的任用職員の任用期間が 12 月を超えるに至ったとき
空白期間 の取り扱 い	空白期間がある場合において、事実上、任用関係が中断することなく存続していると、勤務の実態に照らして判断される場合には、組合員資格は喪失しない。	新たな任期と前の任期との間に空白期間がある場合は、組合員資格は喪失する。

### 1. 任用の初日から、組合員資格を取得します。

例① 発令期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日(臨時的任用職員)



### 2. 任用期間が短くても、組合員資格を取得します。

例② 発令期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 4 月 30 日(臨時的任用職員)

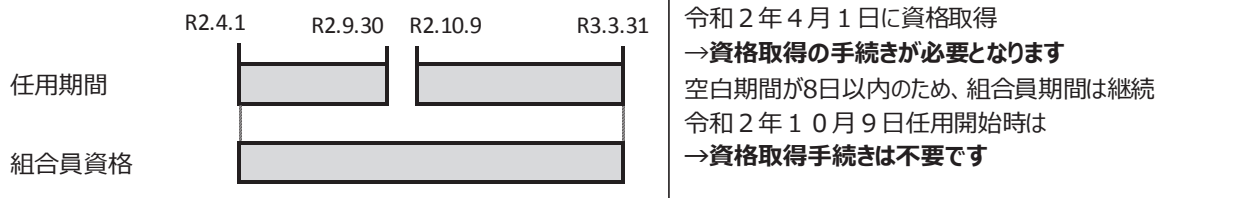


### 3. 空白期間が8日以内の場合、組合員期間は継続します。（令和 2 年 4 月 1 日以降）

例③ 発令期間 ①令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日(臨時的任用職員)

②令和 2 年 10 月 9 日～令和 3 年 3 月 31 日(臨時的任用職員)

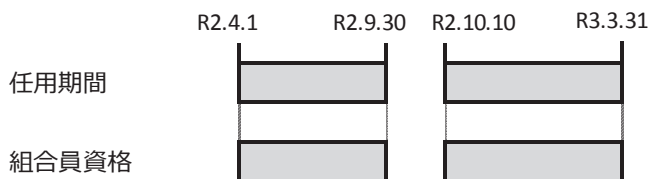
①と②の任命権者が同一であること



※共済組合資格を有する正規職員（教諭等）や再任用フルタイム勤務者も同様の扱いとなります。

**4. 空白期間が9日以上の場合、組合員期間は継続しません。(令和2年4月1日以降)**

- 例④ 発令期間 ① 令和2年4月1日～令和2年9月30日(臨時的任用職員)  
 ② 令和2年10月10日～令和3年3月31日(臨時的任用職員)



令和2年4月1日に資格取得  
 →資格取得の手続きが必要となります  
 空白期間が9日以上のため、組合員期間は継続しない  
 令和2年10月10日に再度資格取得  
 →資格取得手続きが必要となります

(判定表)

※任命権者が異なる場合はこの限りではありません

	任期满了日 (退職日)										
日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
継続		○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

(資格が継続する場合の記入例) 3/23 期間満了 4/1 任用開始

現在の任用の満了日から次の任用の初日まで記入してください。

	任期满了日 (退職日)										
日付	3/23	3 / 24	3 / 25	3 / 26	3 / 27	3 / 28	3 / 29	3 / 30	3 / 31	4/1	/
継続		○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

○なので資格は継続します。  
 手続き不要です。

(資格が継続しない場合の記入例) 3/22 期間満了 4/1 任用開始

現在の任用の満了日から次の任用の初日まで記入してください。

	任期满了日 (退職日)										
日付	3/22	3 / 23	3 / 24	3 / 25	3 / 26	3 / 27	3 / 28	3 / 29	3 / 30	3 / 31	4/1
継続		○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

×なので資格は継続しません。  
 資格喪失と取得の手続きが必要です

## 【2】任意継続組合員の申出手続きについて

—資格担当—

公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」は、退職後に引き続き最長で2年間、在職中と同じように医療給付などの短期給付（休業手当金等一部を除く。）や、福祉事業の一部を利用することができる制度です（ただし、退職後の進路に健康保険制度の適用がない場合に限る）。

任意継続組合員になることを希望するときは、下記の申出期間中に「任意継続組合員申出書」を所属所長を経て、資格担当へ提出してください。

### 1. 加入資格

以下の要件を満たしていることが必要です。

- ・退職日の**前日**まで引き続き1年以上組合員期間があること。（1年と1日以上）
- ・掛金を期日までに払い込むこと。

#### 【定年退職後に再任用勤務をされる場合】

フルタイム勤務…任意継続組合員の**申出は不要**です。

短時間勤務……健康保険制度が適用になる場合は、任意継続組合員の**申出は不要**です。

（適用になるかどうかは、再任用の共済制度適用表にてご確認ください。P. 70 参照）

※現在「再任用フルタイム勤務職員」の方で退職される方、時間数を20時間未満に変更される方や、健康保険の適用がある就職をするかが未定の方は、申出することは可能です。

### 2. 申出用紙の入手方法

令和4年1月末頃に所属所へ手続きの通知文書を送付します。その際に申出書様式を同封しますので、複写してご利用ください。また、大阪支部ホームページ「お知らせ」にも申出期間中のみ掲載します。

▶公立学校共済組合大阪支部のホームページ <https://www.kouritu.or.jp/osaka/index.html>

### 3. 申出期間

令和4年3月31日退職者については、下表のいずれかの申出期間中に資格担当まで必要書類を郵送送してください。**期日を過ぎると加入できません。ご注意ください。**

令和4年1月末頃に所属所へ送付する通知文書もご確認ください。

事前申出	退職後申出
<b>事前申出期間</b> 令和4年2月4日（金）～ 令和4年2月16日（水）の消印まで	<b>退職後の申出期間</b> 令和4年3月31日（木）～ 令和3年4月19日（火）の消印まで
<b>提出書類</b> ○事前申出期間中に提出する書類 ・「任意継続組合員申出書」 ○令和4年4月1日以降に提出する書類 ・組合員証 ・組合員被扶養者証 ・高齢受給者証 ・特定疾病療養受療証 ・限度額適用認定証 } 交付者のみ	<b>提出書類</b> ・「任意継続組合員申出書」 ・組合員証 ・組合員被扶養者証 ・高齢受給者証 ・特定疾病療養受療証 ・限度額適用認定証 } 交付者のみ

▶任意継続組合員申出書の記入例をP57に添付しています。

・任意継続組合員証等については、掛金の入金を確認後、ご自宅あてに送付します。

- ・退職後、任意継続組合員証がご自宅に届くまでの間はお手元に組合員証が無い期間が生じますが、任意継続組合員の資格取得日は退職日の翌日となりますので、健康保険制度への加入期間に空白は生じません。医療機関を受診し10割負担となった場合は、医療担当へ請求手続きを行うことにより還付されます。（詳細は任意継続組合員証と共に送付する「任意継続組合員のしおり」をご覧ください。）

## 4. 任意継続組合員の被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者は、扶養の要件が引き続き場合には継続して任意継続組合員の被扶養者となります。

組合員が任意継続組合員になると同時に、被扶養者が就職するなど認定要件がなくなる場合は、任意継続組合員申出書に取消する旨を朱書きで明記してください。

組合員の任意継続加入手続きが完了してから取消申告を行っていただく場合は、別途取消申出書や添付書類と併せて被扶養者証の返納手続きを行っていただく必要があります。

◎任意継続組合員制度は、年金制度への加入はありません。60歳未満の組合員及び20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金制度への加入が必要です。(P.67 参照)

## 5. 任意継続組合員の資格喪失について

- ・前頁に記載した事前申出期間内に申出を行った後に、再任用等の再就職が確定した場合や自己都合にて任意継続組合員に加入する必要がなくなった場合は、必ず、「資格喪失申出書(加入取消申出書)」を提出し、とりやめる手続きを行ってください。(任意継続組合員への申出は、再就職等の結果が判明し加入の必要性が判断できる「退職後申出」期間に行うことも可能です。)
- ・任意継続組合員期間中においては、申し出により月単位で任意継続組合員でなくなることができます。
- ・4月1日以降、任意継続組合員となってから再就職等(臨時的任用職員含む)により健康保険制度の適用が生じた場合は、再就職期間の長短に関わらず、任意継続組合員の資格は喪失します。その際の資格喪失の手続きについては、任意継続組合員証と共に送付する「任意継続組合員のしおり」をご覧ください。
- ・任意継続組合員の資格をいったん喪失すると、再び加入資格を満たすまで任意継続組合員の申出はできません。

※令和4年10月より被用者保険制度の改正により非常勤職員等の短期間労働者(週20時間以上の勤務等の条件有)についても、社会保険(厚生年金、健康保険)が適用となる場合があります。任意継続組合員期間中に制度適用となった場合についても、再就職等と同様に資格喪失申出の手続きが必要です。



組合員種別 3  
組合員証番号 1230123456  
氏名 キョウサイ タロウ 太郎  
生年月日 昭和35年4月5日  
性別 男  
資格取得年月日 平成9年4月1日  
発行機関所在地 大阪府中央区大東筋2丁目  
九府府教育委員会事務局内  
公立学校共済組合大阪支部  
保険者番号:名称 34270017  
保険者電話番号 06-6941-3164

令和5年04月03日

# 任意継続組合員申出書 (令和4年3月31日)

\*1 退職日まで引き続き組合員期間が1年以上ある  
(但し、引き続き公務員共済の加入期間は通算されま  
\*2 退職日が3月31日以外の方は、この申出書は使用

資格取得日(組合員証より転記) 退職日

生年月日 元号 年月日 元号 年月日 元号 年月日 元号  
昭和35年4月5日 平成9年4月1日 令和5年04月03日

※ 退職時点で認定されている被扶養者は引き続き認定されることになっていません。  
引き続き認定されることを希望しない被扶養者がいる場合は氏名と生年月日を  
記入してください。

氏名 共済 花子  
生年月日 平成12年6月3日

被扶養者証の交付が  
必要ない方の氏名及び  
生年月日を記載して  
ください。

給与支給明細等で  
「標準報酬月額」がお分かり  
になる場合は記入してくださ  
い。(空白でも可)

お分かりになる範囲で記入してください。  
期間が不明、もしくは多くて記入しき  
れない場合は空白でも結構です。

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員と  
なることを希望するので申し出ます。  
公立学校共済組合大阪支部長 様

## 任意継続掛金払込方法 (1~4のいずれかに○をつけてください)

1 から4の払込方法のうち、  
いずれか一つを選択して  
ください。

振込用紙利用  
1 一年一括 (割引あり)  
2 半年払い (割引あり)  
3 毎月払い (割引なし)

《りそな銀行の本人名義口座引落》 (※7月分からです。)

毎月払い 口座引落し(割引なし)  
※4.5.6月分の振込用紙と「預金口座振替依頼書」を送付します。  
必ず「預金口座振替依頼書」を4月下旬までに共済組合へ提出  
してください。

郵便番号 540 - 8571  
住所 大阪市中央区大東筋2丁目○  
氏名 共済 太郎  
電話番号 06 - 6941 - 3164  
日付は、  
令和4年3月31日付で  
作成してください。

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 4年 3月 31日  
所属所名 ○○市立 ○○小学校  
所属所長名 共済 太郎  
電話番号 01-2345-6789

これは記入例です。申出書として使用しないでください。

### 【3】任意継続掛金について

— 経理担当 —

(注) 令和4年1月以降、掛金の計算方法が変更となる可能性があります。

#### 1. 掛金額 (P.61に任意継続組合員掛金早見表があります。)

掛金月額について (※次の率は令和3年度掛金率です。令和4年度掛金率は2月頃決定予定。)

40歳以上 65歳未満の方	任意継続掛金標準月額	×短期掛金率 (84.2/1000) 円未満の端数切捨て
		×介護掛金率 (17.8/1000) 円未満の端数切捨て
40歳未満または65歳以上の方	任意継続掛金標準月額	×短期掛金率 (84.2/1000) 円未満の端数切捨て

※任意継続掛金標準月額は、①退職時の標準報酬月額または②平均標準報酬月額を比較し、どちらか低い方の額になります。

##### ① 退職時の標準報酬月額

退職した月の掛金の標準となった標準報酬月額

##### ② 平均標準報酬月額

毎年9月30日における全組合員の標準報酬月額の平均額

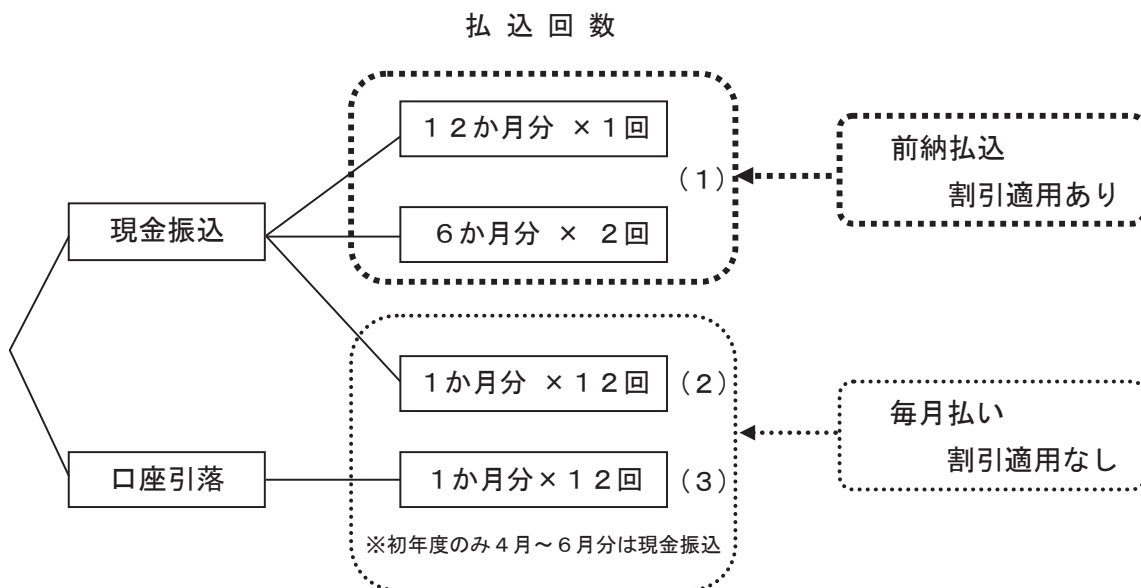
(参考) 令和3年度平均標準報酬月額 : 410,000円

#### 2. 払込み方法

掛金の払込み方法は、「前納払い」か「毎月払い」のいずれかを選択することができます。

前納払いでは、掛金の割引適用があります。

**※任意継続組合員期間は最長2年間ですが、掛金の支払は最長で1年度ごと(12か月)の振込みとなります。**



### 【前納払い】割引適用あり…（１）

- ・割引適用後の掛金額について

掛金をまとめて前納（６か月、１２か月）する場合には割引制度があります。６か月分前納の場合は、毎月の掛金額に 5.9318472 を乗じた額が、１２か月分前納の場合は、毎月の掛金額に 11.7485020 を乗じた額が払込金額となります。

**※掛金振込依頼票記載の納期限を過ぎますと割引適用解除となり、掛金額が変わるため、振込依頼票の再発行が必要となります。別途、振込依頼票をお送りしますので、経理担当までご連絡をお願いします。**

- ・掛金振込依頼票による銀行振込

#### ① 事前申出の場合

振込方法	前納振込期間	月数	振込期日	振込票枚数
年一括払い	４月分～翌年３月分	12か月	３月31日	1枚
半年払い	４月分～９月分	6か月	３月31日	2枚
	10月分～翌年３月分	6か月	９月30日	

#### ② 退職後申出の場合

振込方法	前納振込期間	月数	振込期日	振込票枚数
年一括払い	４月分（割引なし）	1か月	４月19日	2枚
	５月分～翌年３月分	11か月	４月30日	
半年払い	４月分（割引なし）	1か月	４月19日	3枚
	５月分～９月分	5か月	４月30日	
	10月分～翌年３月分	6か月	９月30日	

**振込期日までに振込むことにより、割引の適用を受けることができます。**

### 【毎月払い】割引適用なし…（２）（３）

掛金振込依頼票による銀行振込または（７月分から）口座引落し。

#### （２）振込依頼票による払込み

該当月	振込期日	振込票枚数
４月分	４月19日	12枚
５月分～	該当月の前月末日（※振込票に記載しています。）	

#### （３）口座引落し（年度末退職者のみ）

りそな銀行の口座から毎月引き落としを行います。

なお、口座振替の設定手続きに期間を要するため、**引き落とし開始は７月分からとなり、６月分までは掛金振込依頼票で振込みいただくこととなります。**

・提出書類：「預金口座振替依頼書」（共済組合へご提出下さい。）

※「預金口座振替依頼書」の提出が締切日までになかった場合や、書類に印相違等の不備があった場合、7月分以降も振込依頼票での支払方法に変更させていただきます。

- ・4月から6月分については、期日までに掛金振込依頼票にて銀行振込をお願いします。

該当月	振込期日	振込票枚数	口座引落	口座振替日
4月分	4月19日	全3枚	7月分以降	該当月の前月25日に引き落とし
5月分	4月30日			※引き落とし日が土日祝の場合は繰り下げ
6月分	5月31日			(例：令和3年9月分は9月27日)

【振込にあたっての注意事項】(1)(2)(3)共通

- ・ATM等（ネットバンキング含む）を利用してお振込みいただく場合、振込依頼票に記載されている「整理番号（10桁）」と「氏名」の入力をお願いします。
- ・銀行窓口での10万円を超える現金による振込みは、本人確認資料（運転免許証、マイナンバーカード（顔写真付き）など）を提示する必要があります。（詳しくは銀行にご確認をお願いします。）
- ・初回振込期限は退職の日から起算して20日以内で、以降、前月末日となります。
- ・期日内に振込みがない場合、任意継続組合員の資格を喪失しますのでご注意ください。
- ・月の途中で任意継続組合員資格を取得した場合は、その月分からの掛金が生じます。
- ・任意継続組合員証は、掛金の入金を確認後、3月末以降に順次ご自宅あてに送付します。

### 3. 喪失手続きと還付請求

掛金の入金後、就職や自己都合等により任意継続組合員の資格を取り消した場合で、前納により、未経過部分があるときは掛金を還付いたします。

提出書類：「資格喪失申出書」（再就職先の保険証の写し・任意継続組合員証等を添付）  
「任意継続掛金還付請求書」

- ・請求のあった月の翌月末以降に、組合員の指定する銀行口座あてに精算金額を還付します。
- ・**任意継続組合員資格を取得した月に資格喪失した場合には、該当月分の掛金は必要となります。**  
(例) 3月31日退職の方で、4月2日付けで再就職等となり任意継続組合員の資格喪失日が4月2日となる場合は、任意継続組合員資格を取得した月に資格喪失した場合に該当しますので、4月分は還付対象外となります。(4月1日喪失の場合、任意継続組合員加入期間なしのため全額還付。)

### 4. 社会保険料控除について

任意継続掛金は所得税の社会保険料控除の対象となります。

1月下旬に「掛金収納証明書」をご自宅あて送付しますので、金額等をご確認の上、税務署で確定申告をして控除を受けてください。

任意継続組合員掛金早見表

40歳未満または65歳以上の方

40歳以上65歳未満の方

報酬月額	等級	標準報酬月額 (任意継続掛金標準額)	短期掛金		介護掛金 掛金率(%)
			短期掛金 掛金率(%)	短期掛金	
~ 101,000 円未満	1 級	98,000 円	84.2	8,251 円	17.8
101,000 円以上 ~ 107,000 円未満	2 級	104,000 円		8,756 円	1,744 円
107,000 円以上 ~ 114,000 円未満	3 級	110,000 円		9,262 円	1,851 円
114,000 円以上 ~ 122,000 円未満	4 級	118,000 円		9,935 円	1,958 円
122,000 円以上 ~ 130,000 円未満	5 級	126,000 円		10,609 円	2,100 円
130,000 円以上 ~ 138,000 円未満	6 級	134,000 円		11,282 円	2,242 円
138,000 円以上 ~ 146,000 円未満	7 級	142,000 円		11,956 円	2,385 円
146,000 円以上 ~ 155,000 円未満	8 級	150,000 円		12,630 円	2,527 円
155,000 円以上 ~ 165,000 円未満	9 級	160,000 円		13,472 円	2,670 円
165,000 円以上 ~ 175,000 円未満	10 級	170,000 円		14,314 円	2,848 円
175,000 円以上 ~ 185,000 円未満	11 級	180,000 円		15,156 円	3,026 円
185,000 円以上 ~ 195,000 円未満	12 級	190,000 円		15,998 円	3,204 円
195,000 円以上 ~ 210,000 円未満	13 級	200,000 円		16,840 円	3,382 円
210,000 円以上 ~ 230,000 円未満	14 級	220,000 円		18,524 円	3,560 円
230,000 円以上 ~ 250,000 円未満	15 級	240,000 円		20,208 円	3,916 円
250,000 円以上 ~ 270,000 円未満	16 級	260,000 円		21,892 円	4,272 円
270,000 円以上 ~ 290,000 円未満	17 級	280,000 円		23,576 円	4,628 円
290,000 円以上 ~ 310,000 円未満	18 級	300,000 円		25,260 円	4,984 円
310,000 円以上 ~ 330,000 円未満	19 級	320,000 円		26,944 円	5,340 円
330,000 円以上 ~ 350,000 円未満	20 級	340,000 円		28,628 円	5,696 円
350,000 円以上 ~ 370,000 円未満	21 級	360,000 円		30,312 円	6,052 円
370,000 円以上 ~ 395,000 円未満	22 級	380,000 円		31,996 円	6,408 円
395,000 円以上 ~ 425,000 円未満	23 級	410,000 円		34,522 円	6,764 円
					7,298 円

(\*)

※この早見表は、令和3年度の任意継続掛金率で算出したもので、令和4年度の掛金額とは異なります。  
令和4年度掛金率及び平均標準報酬月額については、令和4年2月頃決定予定です。

※任意継続組合員の掛金の基準額となる「標準報酬月額(任意継続掛金標準月額)」は、以下のA、Bのどちらか低い方の額となります。掛金額はその「標準報酬月額」に定款で定める掛金率を乗じて算定します。

A: 退職時の標準報酬月額  
または

B: 毎年9月30日における全組合員の平均標準報酬月額  
(参考) 令和3年度平均標準報酬月額: 410,000 円 (上記の(\*)掛金額が任意継続掛金上限額となる。)

短期掛金	短期掛金 + 介護掛金
8,251 円	9,995 円
8,756 円	10,607 円
9,262 円	11,220 円
9,935 円	12,035 円
10,609 円	12,851 円
11,282 円	13,667 円
11,956 円	14,483 円
12,630 円	15,300 円
13,472 円	16,320 円
14,314 円	17,340 円
15,156 円	18,360 円
15,998 円	19,380 円
16,840 円	20,400 円
18,524 円	22,440 円
20,208 円	24,480 円
21,892 円	26,520 円
23,576 円	28,560 円
25,260 円	30,600 円
26,944 円	32,640 円
28,628 円	34,680 円
30,312 円	36,720 円
31,996 円	38,760 円
34,522 円	41,820 円

## 【4】任意継続組合員に対する福祉事業について

### —健康・福祉担当—

令和4年度の任意継続組合員に対する主な福祉事業は下表の予定です。

年度途中で、任意継続組合員の資格を喪失した場合は、その時点から利用できませんのでご注意ください。

事業の詳細については、任意継続組合員証交付時に配付の「**令和4年度 任意継続組合員用 厚生事業のしおり**」でご確認ください。

事業	利用
○半日ドック（共済健診）【抽選】※1	自己負担金16,000円
○特定健康診査・特定保健指導 (年度末年齢40歳以上の方のみ)	対象者へ共済組合から案内します。
○大阪メンタルヘルス総合センターでのメンタルヘルス相談 ○近畿中央病院でのメンタルヘルス相談 ○無料法律相談 ○トレーニング施設利用助成	現職の組合員と同じ条件で利用できます。
○厚生施設宿泊利用補助 ○会食利用補助 ○長期組合員退職記念事業 ○結婚式場利用補助 ○法要利用補助 ○ベビー用品等配付事業	利用できません。 ただし、厚生施設のうち共済組合が経営する施設については「宿泊施設特別利用者証※2」提示により組合員料金で利用できます。

※1 **人間ドック（共済健診）の申込期間は4月中の予定です。**

申込用紙は、「令和4年度 任意継続組合員用 厚生事業のしおり」又は公立学校共済組合大阪支部ホームページに掲載のものをご利用ください。

※2 「宿泊施設特別利用者証」の詳細についてはP.69をご覧ください。

貸付事業については、任意継続組合員証交付時に配付の「任意継続組合員のしおり 2022」をご覧ください。

# 5. 短期給付について

## 【1】短期給付の概要

—医療担当—

短期給付には、地方公務員等共済組合法で定められている「法定給付」と「附加給付」があります。

退職後、再任用フルタイム勤務の方は現職時と同様に短期給付を受けることができます。任意継続組合員の資格を取得した場合は、休業給付を除き、下表の短期給付を受けることができます。

区分	支給要件		給付の種類	
			法定給付	附加給付
保健給付	病気やケガで医療機関を受診したとき	組合員	療養の給付 高額療養費 ※ 入院時食事療養費 入院時生活療養費	一部負担金払戻金※
		被扶養者	家族療養費 高額療養費 ※ 入院時食事療養費 入院時生活療養費	家族療養費附加金※
	組合員証が使えなかったとき（治療用装具を購入したとき等）	組合員	療養費	一部負担金払戻金※
		被扶養者	家族療養費	家族療養費附加金※
	1年間（8/1～翌年7/31）までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定の基準額を超えたとき		高額介護合算療養費	
	訪問看護を受けたとき	組合員	訪問看護療養費 高額療養費 ※	一部負担金払戻金※
		被扶養者	家族訪問看護療養費 高額療養費 ※	家族訪問看護療養費附加金
	医師の指示により緊急やむを得ず病院などに移送されたとき	組合員	移送費	
		被扶養者	家族移送費	
	出産したとき	組合員	出産費	出産費附加金
		被扶養者	家族出産費	家族出産費附加金
	死亡したとき	組合員	埋葬料	埋葬料附加金
被扶養者		家族埋葬料	家族埋葬料附加金	
休業給付	組合員が公務によらない病気やケガのため休業したとき		傷病手当金	傷病手当金附加金
	組合員が介護休業をしたとき		介護休業手当金	
	組合員が被扶養者の看護等のため欠勤したとき		休業手当金	
	組合員が育児休業をしたとき		育児休業手当金	
	組合員が出産のため休業したとき		出産手当金	
災害給付	災害等により死亡したとき	組合員	弔慰金	
		被扶養者	家族弔慰金	
	組合員又は被扶養者の住居又は家財が災害により損害を受けたとき		災害見舞金	

※ P.65 参照

## 【2】退職後も受けられる短期給付

組合員が退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している医療保険の被扶養者（注1）の資格を取得した場合には、下表の給付に限って受けることができます。

（注1）給付金が恒常的収入に該当し、他の医療保険の被扶養者としての認定基準を超える場合があります。給付を受けることで家族の医療保険の被扶養者になれない場合がありますので、退職後に加入される健康保険組合等へご確認ください。

区分	支給要件	給付額	提出書類
傷病手当金	組合員期間が1年以上であった者が、公務によらない傷病による療養のため、勤務に服することができず、①傷病手当金を受けていて退職したとき②支給された報酬額が傷病手当金の給付額を上回っていたことにより、傷病手当金を受けずに退職し、なお、引き続き勤務に服することができないとき	<b>支給開始日（注2）の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額</b> <b>平均額 × 1/22 × 2/3 × 日数</b> <small>（日数は土曜日及び日曜日を除く）</small> ※傷病手当金の支給期間は、1年6か月（結核性の病気については3年）です。	◇傷病手当金請求書 （暦月単位で請求） ・退職後に加入した医療保険証の写し ・年金証書の写し （年金受給者のみ） ※支給要件②の場合、退職月の出勤簿の写し
	※退職共済年金・老齢厚生年金・障害厚生（共済）年金・障害手当金及び障害基礎年金のいずれかの支給を受けることとなったとき以後は、傷病手当金の額が退職共済年金等の額を上回るときに、その差額を支給します。		
埋葬料	組合員が退職後3か月以内に死亡したとき	<b>50,000円（定額）</b>	◇埋葬料請求書 ・埋火葬許可証の写し ・退職後に加入した医療保険証の写し ・退職時に被扶養者がおらず、実埋葬者が請求する場合は、埋葬に要した費用の「領収書」及び内訳書等（原本：確認後返却）
出産手当金	組合員期間が1年以上であった者の出産日（又は出産予定日）が、退職日から42日以内であるとき	<b>支給開始日（注2）の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額</b> <b>平均額 × 1/22 × 2/3 × 日数</b> <small>（日数は土曜日及び日曜日を除く）</small>	◇出産手当金請求書 （暦月単位で請求） ・退職後に加入した医療保険証の写し ・退職月の出勤簿の写し
	※出産手当金の支給期間は、出産の日（出産の日が産後の予定日後であるときは産後の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から産後の予定日後56日までの間。		
出産費	組合員期間が1年以上であった者が、退職後6か月以内に出産したとき	<b>420,000円</b> 産科医療補償制度加入機関において在胎22週以上で出産（死産含む）した場合 〔産科医療補償制度未加入機関での出産は404,000円〕	◇出産費請求書 ・医療機関等から交付される分娩費用明細書等（出産年月日、代理受取額の記載のあるもの）の写し ・医療機関等から交付される公立学校共済組合大阪支部を保険者とした「直接支払制度の活用に関する合意文書」の写し ・退職後に加入した医療保険証の写し
	※退職後に加入した健康保険組合等から同様の給付を受ける場合は支給されません。		

（注2）支給開始日とは、退職日の翌日から退職後の傷病手当金等を支給開始する場合は、退職日となります。



### 【3】病気やケガにより医療機関を受診した場合

#### 1. 高額療養費（退職後、どの医療保険制度へ加入した場合でも支給されます。）

医療機関で診療を受けた場合は、医療費の3割（就学前児童は2割）が自己負担となります。自己負担が高額となり一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合、高額療養費として支給されます。（自動給付）

#### 限度額適用認定証の交付について

医療費が高額になりそうな時は、**事前に共済組合へ申請**し、交付された限度額適用認定証を組合員証と併せて医療機関等の窓口で提示することにより、1か月（1日から月末まで）の窓口負担を下表の自己負担限度額までにとどめることができます。

#### 【参考：共済組合へ加入される場合の自己負担限度額（70歳未満）】

適用区分	標準報酬月額	自己負担限度額	
		過去12か月以内の高額療養費受給が3回目まで	4回目以降
ア	830,000円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	530,000円以上 830,000円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	280,000円以上 530,000円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	280,000円未満	57,600円	44,400円
オ	市町村民税非課税者(注)	35,400円	24,600円

(注) 市町村民税が非課税であっても、標準報酬月額が530,000円以上の場合は、適用区分「オ」ではなく、標準報酬月額での適用区分「ア」又は「イ」の該当となります。

#### 2. 一部負担金払戻金・家族療養費附加金（退職後も共済組合へ加入される場合は支給されます。）

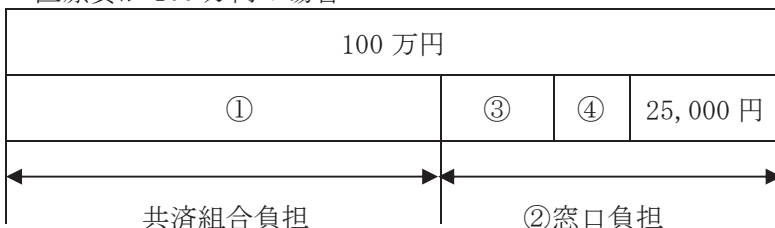
一つの保険医療機関等（入院・外来別）で、1か月間に支払った医療費の一部負担金（窓口負担額）が25,000円（※）を超えた場合に支給されます。

区分	給付の種類	給付の内容
組合員	一部負担金払戻金	給付額 = 窓口負担額 - 25,000円（※） （100円未満切捨て）
被扶養者	家族療養費附加金	

(※) 上位所得者区分（標準報酬月額530,000円以上）に該当する場合は50,000円になります。

#### 共済組合からの支給の例（基礎控除額25,000円：高額療養費の適用区分「ウ」）

\*医療費が100万円の場合\*



① 共済組合の負担額	700,000円
② 組合員の窓口負担	300,000円
③ 高額療養費（※）	212,570円
④ 一部負担金払戻金	<u>62,400円</u>

※高額療養費の計算（適用区分「ウ」の場合）

$$③ \quad 300,000 - (80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\%) = 212,570$$

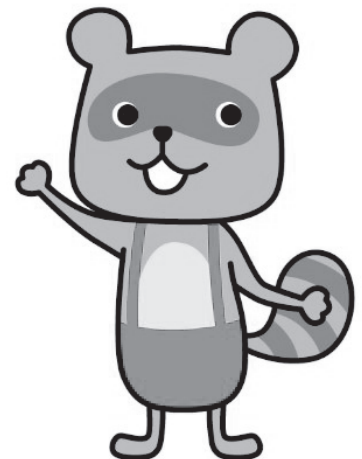
$$④ \quad [87,430 - 25,000 = 62,400]$$

$$③ + ④$$

→ **共済組合からの支給は274,970円**

# MEMO

5. 短期給付について



タンキちゃん

## 6. その他の手続きについて

### 【1】 国民年金第3号被保険者資格喪失後の届出の手続きについて

—資格担当—

組合員が退職したことにより扶養されていた配偶者（20歳以上60歳未満の者）は、国民年金第3号被保険者の資格を喪失することになりますので、組合員の退職後速やかに該当する手続きをしてください。

#### 1. 退職後、再就職する場合

組合員が退職して再就職後、雇用先で健康保険制度の適用があり、引き続き配偶者（20歳以上60歳未満の者）を扶養される場合、配偶者は再び国民年金第3号被保険者となりますので、再就職先で手続きをしてください。

#### 2. 退職後、再就職しない又は任意継続組合員に加入する場合

扶養されていた配偶者（20歳以上60歳未満の者）は、組合員の退職後、国民年金第1号被保険者となります。住所地の市区町村の国民年金担当課で各自第1号被保険者への種別変更の手続きをしてください。

(参考)

種類	対象者	掛金
第1号被保険者	日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者（第2号、第3号被保険者を除く）	国民年金の保険料納入
第2号被保険者	共済組合の組合員及び厚生年金保険の被保険者	共済年金・厚生年金の掛金納入
第3号被保険者	65歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者	保険料の納入なし 保険者が拠出金として納入

### 【2】 貸付金の返済について

—貸付担当—

退職時に共済組合の貸付金の未償還元利金がある方は、**退職手当から控除**しますので、手続きは不要です（退職手当が支給されるまでの**経過月数に応じて利息も退職手当から控除**します）。

ただし、退職手当から控除しきれない場合は、不足分を自己資金で償還していただきます。納付書を送付しますので、振込をお願いします。

また、団体信用生命保険に加入されている方は、毎年の保険料（一年分）の引き落とし日が退職手当からの控除後約2か月以内に設定されている場合、手続きが間に合わず保険料が引き落とされることがあります。その場合、引き落としの概ね2か月後に、完済後分の保険料が清算され、口座に振り込まれますので、該当される方は、指定口座を閉鎖しないようお願いします。

### 【3】 公立共済「福祉保険制度」に加入されている方へ

(ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度) —健康・福祉担当—

退職後も「福祉保険制度」への継続加入(更新)が可能です。制度毎の継続可能期間は下表のとおりです。

	制度種別	継続加入可能期間
1	ファミリー年金、元気づくりサービスコース	【本人・配偶者共通】保険年齢84歳まで更新手続可能
2	傷病休職給付金	継続不可(退職日の属する月の末日で脱退)
3	入院費用給付金(女性疾病給付金を含む)	【本人・配偶者共通】保険年齢75歳まで更新手続可能 【子ども】保険年齢22歳まで更新手続可能
4	特定疾病給付金	【本人・配偶者共通】保険年齢75歳まで更新手続可能

- ※1 保険年齢とは、11月1日時点での満年齢を基に1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢のこと。(例)保険年齢84歳:83歳6か月超84歳6か月まで  
 2 保険契約の内容は、退職(組合員資格喪失)時点のものとなり、追加、増額変更不可。  
 3 配偶者及び子どもは、加入者本人が退職後も継続する制度に限り継続可能。

★ 保険期間は1年間(毎年11月1日から翌年10月31日まで)です。

なお、脱退のお申出がない場合は、令和4年11月1日以降も自動更新となります。

脱退する場合は、原則、令和4年10月31日付けとなります。退職後の7月頃(予定)に、退職後の取扱いについてのご案内をご自宅へ送付します。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

## 【4】アイリスプランに加入されている方へ

—健康・福祉担当—

### 1. 年金コースに加入されている方

退職される年齢（令和4年3月31日時点の年齢）によって手続きが異なります。

#### （1）満60歳以上の方

脱退手続きに関するご案内をご自宅あてに送付（12月末予定）しますので、案内にしたがって手続きを行ってください。

#### （2）満60歳未満の方

必ず下記お問い合わせ先までご連絡ください。脱退手続きに関するご案内を送付します。

### 2. 医療・日常事故コース及び介護保障コースに加入されている方

退職後も継続可能です。解約希望の場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース、 医療・日常事故コース	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始) 10:00～17:00
株式会社一ツ橋サービス	介護保障コース	0120-878-626	

## 【5】「宿泊施設特別利用者証」の交付について

—健康・福祉担当—

公立学校共済組合直営の宿泊施設・保養所を利用される場合に、従前の支部事業である「厚生施設宿泊利用補助券」の交付は受けられませんが、「宿泊施設特別利用者証※」を施設に提示すると、組合員料金で利用できます。（家族の方も組合員料金で利用できます。）

また、下記の共済組合が経営する施設に宿泊する場合も、「宿泊施設特別利用者証※」を施設に提示すれば、当該共済組合の組合員料金で利用できます。（家族の方は一般料金です。）

※小冊子「やすらぎの宿」に挟み込んでいるご案内（白い用紙）に貼付しています。剥がして氏名を記入のうえご使用ください。（「やすらぎの宿」については、年金グループから退職予定者へお渡しする書類一式の中に同封しています。）

### 「宿泊施設特別利用者証」の使用できる共済組合

- ・ 地方職員共済組合
- ・ 東京都職員共済組合
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団
- ・ 警察共済組合
- ・ 都市職員共済組合
- ・ 各市町村職員共済組合
- ・ 指定都市職員共済組合
- ・ 文部科学省共済組合
- ・ 全国市町村職員共済組合連合会
- ・ 国家公務員共済組合連合会
- ・ 防衛省共済組合

